

障がい福祉施策の充実に向けて

1 趣旨

本市の現状を踏まえながら将来にわたり持続可能な市政運営に向けて実施した事務事業総点検において見直しと判定された事業については、前回の協議会において報告したところです。

この度、事務事業総点検の結果を踏まえ、今求められる支援ニーズに沿った事業の拡充を図るため、別紙のとおり事業の見直しを行うこととします。

2 見直しの考え方

平成 25 年、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の施行に伴い、対象者が拡充されたことや個々の状況に応じた支援が可能となるなど、障害福祉サービス提供体制が充実したことにより、障害福祉サービスを利用する方が増加しています。

一方で近年、知的障害者を対象とするおむつの給付や、移動支援の分野では福祉タクシー券の利用枚数に対する要望などがあります。

また、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）が施行され、本市としても、医療的ケア児の相談支援体制の充実に向けて取り組む中で、災害時の対応に不安を抱えているといった声もいただいているところです。

このような状況を踏まえ、これまでの現金給付から、社会の変化に対応したサービスへと転換を図ってまいります。

3 参考

(1) 人口の推移（図 1）

人口減少（ピークは平成 7 年）

(2) 障がい者の推移（図 2）

障害者手帳取得及び自立支援医療費（精神通院）制度の利用者は、増加傾向

(3) 障害福祉サービス費の推移（図 3）

個々の状況に応じた支援が可能となるなど障害福祉サービスが充実したことにより、大幅に増加（平成 25 年度 10 億円から約 2 倍に増加）